

介護予防支援・第1号介護予防支援に関する重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援・第1号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の概要

（1）法人名

法人名	社会福祉法人 川南町社会福祉協議会
所在地・連絡先	(住所) 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1 (電話) 0983-21-3802 (FAX) 0983-27-6704
代表者名	会 長 繁 富 勉

（2）事業所名及び事業所番号

事業所名	川南町地域包括支援センター
所在地・連絡先	(住所) 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1 (電話) 0983-21-3288 (FAX) 0983-21-3277
事業所番号	4502000039 号
管理者名	伊比井 陽子

（3）サービスの提供時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
受付時間	月曜日～金曜日（緊急時対応として24時間連絡可能）
営業時間	8：30～17：15

（4）事業所の職員体制

職 名	常勤	非常勤	合計
管理者	1名		1名
保健師	1名		1名
社会福祉士	1名		1名
主任介護支援専門員	2名		2名
介護支援専門員	2名		2名
合計	7名		7名

2 介護予防支援等の提供方法・内容

- 「介護予防支援等」は、あなたが可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、あなたの選択・同意に基づき、適切な保健医療または福祉サービスを適切に利用できるよう、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。
- 介護予防支援等の提供に当たっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- あなたの相談は事業所内及び利用者宅、その他、必要と認められる場所において行うものとします。あなた及び家族との面接により、あなたを支援すべき総合的な課題を把握し、自立した生活を営む為に必要な目標を設定します。
- サービス担当者会議を通じ、目標を達成する為に行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防ケアプランを作成します。
- 指定介護予防サービス事業者等からの報告及びあなたの継続的なモニタリングにより計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行いません。
- 計画に位置づけた期間が終了する時は、目標に照らし合わせた計画の達成状況について評価を行います。
- 当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- 当事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、あなたに必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。
- 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- その他具体的には、「介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から31条）に従って実施することとします。

3 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合、指定居宅介護支援事業者名等は別途お知らせします。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

4 費用

「介護予防支援等」のサービスは、介護保険法により定められており、介護保険制度から全額支給されるので、あなたの自己負担はありません。(料金表別紙)

但し、介護保険適用の場合でも、あなたの保険料滞納等により、地域包括支援センターに直接介護保険給付が行われない場合があります。

5 サービスの終了

契約の有効期間は契約の締結の日から介護認定期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約終了の申し入れが無い場合には同じ条件で更新されます。あなたの都合によりサービスを終了することも出来ます。

6 事故発生時の対応

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には事業所は速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、あなた及びその家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

7 介護予防支援等に関する苦情相談窓口

苦情相談窓口は以下のとおりです。当時業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防ケアプランに位置づけたサービスに関する苦情もお申し出下さい。

[地域包括支援センター窓口] 川南町地域包括支援センター	所在地 児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1 電話番号 21-3288 ファックス番号 21-3277 受付時間 8:30~17:15 (月~金)
[市町村の窓口] 川南町役場 福祉課介護予防係	所在地 児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1 電話番号 27-8008 ファックス番号 27-1767 受付時間 8:30~17:15 (月~金)
[公的団体の窓口] 宮崎県国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町 231 番地 1 電話番号 (0985) 25-4901 ファックス番号 (0985) 83-3369 受付時間 9:00~17:00

〈重要事項説明書付属文書〉

〈介護予防支援〉

要支援1・2	初回加算	委託連携加算	職員等処遇改善加算
442単位	300単位	300単位	介護予防支援費の 2.1%

〈介護予防ケアマネジメント〉

事業対象者	初回加算	委託連携加算	職員等処遇改善加算
442単位	300単位	300単位	介護予防支援費の 2.1%

令和8年6月1日～

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

年 月 日

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

事 業 所

所 在 地 児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1

事業所名 川南町地域包括支援センター

説明者氏名 _____ 印